

## 石狩市地域防災計画・石狩市水防計画の改訂素案についての市民意見検討結果

パブリックコメント実施期間	平成 25 年 1 月 25 日（金）から平成 25 年 2 月 24 日（日）まで		
【検討結果の区分】	A：意見に基づき案に反映するもの D：既に反映されているもの	B：意見の一部を案に反映するもの E：今後の参考とするもの	C：意見を案に反映しないもの

意見	要旨	検討結果の区分	左記の理由	関係部署
該当ページ	<b>【地震・津波災害対策編】 第 2 章 第 1 節 地震に強い都市構造の形成</b>			
II-6	<p><b>【6】液状化対策</b></p> <p>「<u>公共施設等の管理者</u>は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。」とあるが、市の防災計画であり、市が管理する公共施設ということであれば、「<u>市</u>は、施設の設置に当たって、・・・実施する。」という記載にするべきではないか。</p>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石狩北部地区消防事務組合などの市以外が管理する公共施設も含めていることから、素案のとおり記載とする。</li> </ul>	
該当ページ	<b>【地震・津波災害対策編】 第 3 章 第 3 節 建築物等の災害予防</b>			
II-16	<p><b>【2】既存建築物の耐震化の促進</b></p> <p>「市は、現行の建築基準法の耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。</p> <p>また、市は、住民や所有者にパンフレット等により制度の普及啓発を図るとともに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など<u>技術者の育成</u>に努めるものとする。」</p> <p>とあるが、技術者の育成の対象者が、市職員ということであれば、「<u>技術職員のスキル向上</u>に努めるものとする。」が相応しいのではないか。</p>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ここでの「技術者」の対象者は、市職員に限らず、建築関係団体の技術者なども含めていることから、素案のとおり記載とする。</li> </ul>	

## 石狩市地域防災計画・石狩市水防計画の改訂についての市民意見検討結果

パブリックコメント実施期間	平成 25 年 1 月 25 日（金）から平成 25 年 2 月 24 日（日）まで		
【検討結果の区分】	A：意見に基づき案に反映するもの D：既に反映されているもの	B：意見の一部を案に反映するもの E：今後の参考とするもの	C：意見を案に反映しないもの

意見	の要旨	検討結果の区分	左記の理由	関係部署
該当ページ	<b>【地震・津波災害対策編】 第 3 章 第 3 節 建築物等の災害予防</b>			
II-16	<p><b>【3】建築物等の転倒・落下物対策の推進</b>  <b>(1) ブロック塀等の倒壊防止</b></p> <p>「市は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する<u>既存ブロック塀等</u>にあつては、<u>点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。</u>」</p> <p>とあるが、「既存ブロック塀等にあつては点検、補強、<u>減築</u>の指導を行う・・・」などの記載とし、既存ブロック塀等にあつては、高さを減らすという視点も入れるべきではないか。</p>	B	<p>・「減築の指導」については、財産権を侵害するおそれがあるため、都市計画によって塀の高さを規制している住宅地において、引き続き都市計画を遵守するよう適切に指導するということと、点検または補強の指導については、倒壊のおそれが現認できるものに限り行なうことから、以下のとおり記載を見直す。</p> <p><b>(1) ブロック塀等の倒壊防止</b></p> <p>「市は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、<u>都市計画により塀の高さを制限するほか、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等で地震による倒壊のおそれがあるもの</u>にあつては、<u>所有者に点検、補修、補強等</u>の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合<u>も、法並びに</u>設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導を徹底する。」</p>	建設指導課

## 石狩市地域防災計画・石狩市水防計画の改訂についての市民意見検討結果

パブリックコメント実施期間	平成 25 年 1 月 25 日（金）から平成 25 年 2 月 24 日（日）まで		
【検討結果の区分】	A：意見に基づき案に反映するもの D：既に反映されているもの	B：意見の一部を案に反映するもの E：今後の参考とするもの	C：意見を案に反映しないもの

意見	の要旨	検討結果の区分	左記の理由	関係部署
該当ページ	<b>【地震・津波災害対策編】 第 3 章 第 4 節 液状化現象の予防</b>			
II-17	<p><b>【3】液状化現象予防の推進</b></p> <p>「市及び防災関係機関は、液状化現象による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化現象対策を推進する。」</p> <p>とあるが、防災関係機関が公共事業を実施するのか。「<u>市</u>は、液状化現象による被害を最小限に食い止めるため・・・」という記載になるのではないかと。</p>	C	<p>・ここでの「防災関係機関」は、国などの機関を指しており、石狩湾新港地域などでは、国等の直轄事業も行われることから、素案のとおり記載とする。</p>	

## 石狩市地域防災計画・石狩市水防計画の改訂についての市民意見検討結果

パブリックコメント実施期間	平成 25 年 1 月 25 日（金）から平成 25 年 2 月 24 日（日）まで		
【検討結果の区分】	A：意見に基づき案に反映するもの D：既に反映されているもの	B：意見の一部を案に反映するもの E：今後の参考とするもの	C：意見を案に反映しないもの

意見の要旨	検討結果の区分	左記の理由	関係部署
<p>該当ページ <b>【雪害対策編】 第 1 章 第 1 節 雪につよいまちづくりの推進</b></p>			
<p>IV-1 (案)修正後 IV-7</p> <p>積雪による空き家等の倒壊防止対策も本節に必要ではないか。 第1節 第5項に以下の記載を提案する。</p> <p><b>積雪による空き家等の倒壊防止対策</b> <u>積雪により倒壊のおそれのある建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施する。</u></p>	A	<p>・記載内容が「対策」に関することとなっていることから、本編第 2 章第 1 節「雪害応急対策」の第 7 項に以下の「<u>積雪による建築物等の倒壊防止</u>」を追加することとし、「雪崩警戒対策」を第 8 項、「孤立地域に対する対策」を第 9 項とする。</p> <p>・なお、一般の住宅については、強制力を持った勧告や命令ができないことから、指導、助言との記載とする。</p> <p><b>7 積雪による建築物等の倒壊防止</b> <u>市は、積雪による倒壊など、保安上危険な建築物に対しては、所有者等に保安上必要な措置を取るよう指導、助言を行なう。</u></p>	建設指導課
<p>該当ページ <b>【事故災害対策編】 第 2 章 第 4 節 大規模な火事災害対策</b></p>			
<p>V-20 (案)修正後 V-21</p> <p>市内での野火対策が懸念されることから、「2 災害応急対策」に「野火対策」を追加しては如何か。「【2】その他の災害発生時の応急対策」を【3】に、【2】に以下の対策を提案する。</p> <p><b>【2】野火対策</b> <u>市内には、泥炭地層が広範囲に分布しているため、自然発火等による野火の発生が懸念されることから、防風林、住宅地等への延焼防止に努める。</u></p>	B	<p>・本編第 2 章 第 6 節「林野火災対策」に包含することとし、その出火原因について、本節「2 林野火災予防対策」に一部反映する。</p> <p><b>第 6 節 林野火災対策</b> <u>市内における林野火災の発生原因は、広範囲に分布している泥炭地層を起因とする、自然発火等による野火の発生や、タバコ、マッチ及びごみ焼きの不始末によるものが多く、特に山菜取、ハイキング、釣り等、レジャー人口の増加等に伴う林野火災が多発傾向にある。</u></p> <p>このため、入林者に対する指導啓発ばかりでなく、・・・</p>	